

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る関係労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

熊本地方労働審議会一般公示第1号

熊本県和服裁縫業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、熊本県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月10日（水）までに、熊本地方労働審議会（〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年11月27日

熊本地方労働審議会

会長 小葉 武史

意見書

令和7年11月27日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

熊本地方労働審議会

会長 小葉 武史 殿